

第7号議案

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、別紙のとおり提案します。

令和3年2月2日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

## 1 表彰制度の趣旨

企業への就職を目指す特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進を図るため、企業との連携・協力による職業教育の充実に資する制度として、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」（以下「就職サポート隊」という。）登録制度を設け、平成26年11月から取り組んでいる。

この登録企業の中から、企業への就職を目指す生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業の功績を称えて表彰を行い、広く周知することで、特別支援学校の職業教育の充実と雇用企業の増加に資するものである。

- 就職サポート隊登録企業数

407社（令和3年1月15日時点）

- 表彰制度について

就職サポート隊登録制度実施要項の第6において、一定期間継続して取り組んだ企業を就職サポート隊推進企業として表彰することとしている。

## 2 表彰対象企業

- (1) 表彰の対象となる企業は、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」の登録企業としてのサポート実績について、次の項目に該当するものを点数化（1点）し、その合計得点が高い上位5社程度を表彰対象とする。なお、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録年度からのサポート実績を踏まえて、表彰することとする。

ア 年間1回以上の就業体験・職場実習を実施

イ 年間1回以上の作業学習における技術指導を実施

ウ 卒業生を1人以上雇用

エ 顕著な取組（3年連続、ア～ウのいずれか一つ以上に取り組んでいる。）

- (2) サポート実績のうち、表彰の対象となった点数は、表彰を受けることにより、一旦消滅することとする。また、当該企業に更に同様のサポート実績があったときは、重ねて表彰の対象とするが、表彰を受けてから5年間は表彰対象とせず、サポート実績は点数化しない。

- (3) 点数が同数の場合は、次のサポート実績の合計点数を考慮し、表彰対象を決定する。さらに合計点数が同数の場合は、次の①から③の順に、点数が高い企業を表彰対象とする。

① 卒業生を雇用している数が多い企業等

② 就業体験・職場実習の数が多い企業等

③ 作業学習における技術指導の数が多い企業等

#### (4) 令和2年度表彰企業

| 登録番号 | 企業名          | 所在地                 | 業種             |
|------|--------------|---------------------|----------------|
| 31   | 株式会社ムロオ      | 呉市中央1丁目6番9号         | 運輸業            |
| 33   | エフピコ愛パック株式会社 | 福山市曙町一丁目12-15       | 簡易食品容器の製造      |
| 86   | 株式会社スパーク     | 広島市西区商工センター二丁目17-37 | スーパーマーケット      |
| 97   | 株式会社ププレひまわり  | 福山市西新涯町二丁目10-11     | ドラッグストア        |
| 159  | 株式会社藤三       | 呉市広本町三丁目12-26       | 小売業(スーパーマーケット) |

### 3 表彰式について

本年度は、新型コロナウイルス感染症に係り、表彰式は行わない。

### 4 参考

《昨年度までの表彰企業》

| 年度  | 企業名                        | 所在地                        | 業種          |
|-----|----------------------------|----------------------------|-------------|
| H28 | 株式会社フレスタ                   | 広島市西区横川町三丁目2-36            | 小売業         |
| H29 | 株式会社ラトリエ・ドウ・ボナペティ          | 尾道市西藤町1601-1               | 就労継続支援A型事業  |
|     | 株式会社チャレンジドパーソン             | 尾道市栗原東1-6-29               | 就労継続支援A型事業  |
|     | マツダ株式会社                    | 安芸郡府中町新地3-1                | 自動車製造業      |
| H30 | 株式会社イー・アール・ジャパン            | 福山市箕沖町106-5                | リユース・リサイクル業 |
|     | 株式会社フレスタ                   | 広島市西区横川町三丁目2-36            | 小売業         |
|     | 株式会社イズミ                    | 広島市東区二葉の里三丁目3-1            | 小売業         |
| R1  | 社会福祉法人若菜                   | 尾道市東尾道6-16                 | 障害福祉サービス    |
|     | 特定非営利活動法人<br>広島自立支援センターともに | 広島市佐伯区五日市町大字<br>上河内白ヶ瀬1544 | クリーニング業     |
|     | 株式会社第一ビルサービス               | 広島市中区大手町五丁目3-12            | ビルメンテナンス業   |
|     | 株式会社チューゲイ                  | 庄原市中本町一丁目3-31              | ビルメンテナンス業   |
|     | 医療法人好縁会                    | 東広島市西条町寺家7432-1            | 医療・福祉       |
|     | 広島内外美装株式会社                 | 広島市西区三篠町一丁目1-1             | 清掃業         |

表彰企業一覧

| 登録番号 | 企業名          | 所在地                 | 業種             | 登録年月日      | 主なサポート実績  |
|------|--------------|---------------------|----------------|------------|---|
| 31   | 株式会社ムロオ      | 呉市中央1丁目6番9号         | 運輸業            | 平成27年2月9日  | 呉地区において、就労を目指す生徒に対する職場見学や就業体験、職場実習を多く受け入れている。特別支援学校の企業参観日等に積極的に参加するとともに、企業説明会の講師を務めるなどの実績がある。   |
| 33   | エフピコ愛パック株式会社 | 福山市曙町一丁目12-15       | 簡易食品容器の製造      | 平成27年2月9日  | 広島、福山地区を中心に、広く職場見学や就業体験、職場実習を受け入れており、特別支援学校との連携も密に行っている。平成19年に現エフピコ愛パック株式会社を設立してから現在まで、全国的に障害者雇用の拠点整備を進めており、基幹業務では障害者の正社員雇用という方針を貫いている。 |
| 86   | 株式会社スパーク     | 広島市西区商工センター二丁目17-37 | スーパーマーケット      | 平成27年4月16日 | 職場見学や就業体験、職場実習を多く受け入れている。長崎代表取締役は、広島県スーパーマーケット協会会長であり、特別支援学校技能検定に審査員を派遣するなどしている。また、同協会は、各特別支援学校における作業学習の技術指導に積極的に協力をしている。               |
| 97   | 株式会社プレひまわり   | 福山市西新涯町二丁目10-11     | ドラッグストア        | 平成27年4月16日 | 職場見学や就業体験、職場実習を多く受け入れている。とりわけ、生徒の職場実習については、県内随一の受入れ数である。サポート隊登録からこれまで、特別支援学校の生徒を7名雇用している。   |
| 159  | 株式会社藤三       | 呉市広本町三丁目12-26       | 小売業（スーパーマーケット） | 平成28年2月26日 | 三原、東広島、呉地区を中心に、職場見学や就業体験、職場実習を多く受け入れている。障害者雇用に積極的に取り組んでおり、平成30年には、広島県障害者雇用優良事業所として広島県知事賞を受賞している。  |



## 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録制度実施要項

広島県教育委員会

### 1 目的

企業への就職を目指す生徒の働く力の育成及び就労促進を図るため、企業との連携・協力による職業教育の充実に資する制度を構築する。

### 2 定義

この要項における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 企業とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者をいう（国又は地方公共団体を除く。）。
- (2) 職場見学とは、生徒・教職員を対象として職場の見学及び業務内容等の説明を行うことをいう。
- (3) 就業体験とは、主に高等部第1学年及び第2学年を対象とし、進路学習の一環で行う就労の疑似体験のことをいう。
- (4) 職場実習とは、産業現場での実習ともいい、企業における就職を目指した実習又は雇用を前提とした実習のことをいう。
- (5) 作業学習とは、作業活動を学習の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものをいう。
- (6) 技能検定とは、広島県教育委員会が実施する高等部生徒を対象とした5分野（清掃，接客，ワープロ，流通・物流，食品加工）の検定のことをいう。

### 3 サポート内容

この要項に定める登録制度は「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」とし、サポート内容は次のいずれかのうち企業において対応可能なものとする。

- (1) 職場見学への協力
- (2) 就業体験への協力
- (3) 職場実習への協力
- (4) 学校の授業・校内の作業学習への助言・指導
- (5) 技能検定への協力（審査員，認定資格指導員，視察等）
- (6) 特別支援学校との連携（企業参観日等行事への参加）
- (7) その他，特別支援学校生徒の就労促進に関すること

### 4 参加申込

本制度の趣旨に賛同して「3 サポート内容」に示すサポートを行おうとする企業は、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」参加申込書（様式第1号）を，サポートしようとする広島県内の特別支援学校又は広島県教育委員会特別支援教育課に提出する。

## 5 登録

- (1) 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」参加申込書（様式第1号）を受理した特別支援学校長は、サポート内容を確認の上、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出する。
- (2) 教育長は、協力内容が「3 サポート内容」のいずれかの事項に該当すると認められた場合、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」として登録する。
- (3) 教育長は、登録企業に登録証（様式第2号）を交付するとともに、登録した企業名やサポート内容等について周知する。

## 6 表彰

- (1) 教育長は、登録企業のうち表彰項目の各基準について一定期間継続して取り組んだ者を『「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業』として表彰し、表彰した企業やそのサポート内容等についてホームページに掲載する。
- (2) 表彰項目の各基準等の表彰に関する事項については、別に定める。

## 7 変更の届出

登録企業は、次の事項に変更があった場合は、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」変更届出書（様式第3号）により、速やかに教育長に届けなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) サポート内容

## 8 登録の辞退

登録企業が登録継続の意思を失ったときは、交付した「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録証を速やかに教育長に返還しなければならない。

## 9 登録の取消し

教育長は、登録企業が「3 サポート内容」の各項に該当しないことが明らかになったとき、または法令に違反したとき、その他、登録企業として適当でないと認めるときは登録を取り消すことができる。

## 10 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要項は、平成26年11月21日から施行する。

## 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業表彰要領

### 1 目的

この表彰は、企業への就職を目指す特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業について、その功績を称えるとともに、これを広く県民に周知することにより、特別支援学校の職業教育の充実と雇用企業の増加に資することを目的とする。

### 2 表彰対象企業

(1) 表彰の対象となる企業は、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」の登録企業としてのサポート実績について、次の項目に該当するものを点数化（1点）し、その合計得点が高い上位5社程度を表彰対象とする。なお、合計得点は「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録年度からのサポート実績を累積することとする。

- ア 年間1回以上の就業体験・職場実習を実施
- イ 年間1回以上の作業学習における技術指導を実施
- ウ 卒業生を1人以上雇用
- エ 顕著な取組（3年連続、ア～ウのいずれか一つ以上に取り組んでいる。）

(2) 点数化したサポート実績は、表彰を受けることにより、一旦消滅することとする。また、当該企業にさらに同様のサポート実績があったときは、重ねて表彰の対象とするが、表彰を受けてから5年間は表彰対象とせず、この期間のサポート実績は累積しない。

(3) 点数が同数の場合は、次の項目の実数の合計点数を考慮し、表彰対象を決定する。さらに合計点数が同数の場合は、次の①から③の順に、実数が高い企業を表彰対象とする。

- ① 卒業生を雇用している数が多い企業等
- ② 就業体験・職場実習の数が多い企業等
- ③ 作業学習における技術指導の数が多い企業等

### 3 表彰の事務

表彰に係る事務は、広島県教育委員会特別支援教育課が行い、サポート実績は、特別支援学校への調査等により把握する。

### 4 表彰の方法等

表彰は、年1回実施するものとし、対象企業へ広島県教育委員会からの表彰状を授与してこれを行うものとする。ただし、対象企業がない場合は実施しない。

### 5 その他

この要領に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附則

この要領は、平成28年8月16日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年1月29日から施行する。